公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会 令和5年度第1回財団法人部会 議事要旨

Ⅱ 会議開催 北部合同庁舎2階 大会議室

Ⅲ参加者

<部会長>

沖縄県保健医療部 喜舎場医療企画統括監

<部会員>

 名護市
 伊野波市民部長

 国頭村
 新里福祉課長

 大宜味村
 宮城住民福祉課長

 東村
 平田福祉保健課長

今帰仁村宮里健康づくり推進課長本部町松本健康づくり推進課長

宜野座村 城間総務課長

 金武町
 島袋保健福祉課長

 伊江村
 万寿医療保健課長

伊是名村 名嘉住民福祉課課長補佐(代理)

北部地区医師会 稲嶺事務局長 北部地区医師会病院 山城事務長 沖縄県立北部病院 高原事務部長

沖縄県病院事業局 照屋病院事業企画課長

沖縄県北部医療組合 下地事務局長

<事務局>

沖縄県保健医療部医療政策課

北部医療センター・医師確保推進室 川満室長、小波津主幹、比嘉主査 沖縄県北部医療組合事務局 松本総務課長、瀬長総務課主任

Ⅳ 議事要旨

1 開会

部会長による開会の挨拶後、部会員の自己紹介が行われた。

2 令和4年度の振り返り

令和4年度に開催した財団法人設立準備会議の検討状況について事務局から説明し、確認された。

3 議事

議事1 議事要旨の公表について

公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会運営要領第7条(議事等の公開)の規定に 則り、財団法人部会の会議は非公開とし、議事要旨は、自由闊達な議論を妨げない範囲内 において公表すること、議事要旨の公表に当たっては、事前に部会構成団体に内容確認を 依頼することとする案について事務局から説明があり、質疑応答が行われた後、了承され た。

(主な質疑)

- 「自由闊達な議論を妨げない範囲内において公表する」の認識について確認があり、 事務局から、発言した団体名等については公表しないということ、このことにより自由 闊達な議論が行われるものと考えているとの説明があった。
- 議事要旨の公表方法について確認があり、事務局から、沖縄県のホームページへの掲載及び行政情報センターへの備え付けにより公表するとの説明があった。

議事2 財団法人設立までの全体スケジュール

令和7年度の財団法人設立に向けた全体スケジュール、財団法人部会において検討を要する事項及び各年度の検討事項、北部地区医師会の資産・負債の引き継ぎに関する個別の調整を令和5年度から開始することについて事務局から説明があり、質疑応答が行われた後、了承された。

(主な質疑)

○ 市町村立診療所の取り扱いについて質疑があり、沖縄県北部医療組合から、北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書において、原則として北部医療センターの附属診療所として位置づけることとされているが、既存の診療体制及び診療機能の維持に配慮することとされており、北部医療センターに引き継ぐのかどうかということについては、今後、市町村の意向を確認した上で、意見交換させていただきたい、また、市町村によって事情が異なると思われることから、現時点では、一律に同じ取り扱いをすることは難しいと考えている旨説明があった。

また、事務局から、医療従事者の確保や、運営費用、施設設備の更新等、診療所に関する様々な検討事項については、診療所会議において検討が行われているとの説明があった。

議事3 令和5年度のスケジュールと検討の進め方

令和5年度のスケジュールと検討の進め方、特に、財団法人への出捐金額や評議員会等の人数及び構成に係る部会案の決定までの進め方については、部会における検討と併せて、部会構成団体に対して文書による確認を行うこととしたいと事務局から説明があり、質疑応答が行われた後、了承された。

(主な質疑)

○ 給与規程について、北部地区医師会病院及び県立北部病院の医療従事者の北部医療センターへの転籍を含め、人材確保に関わる重要な事項であることから、整備協議会への給与規程(案)の報告に当たっては、今年度で決定・確定ということではなく、引き続き調整・検討する余地があるということで、柔軟な取り扱いとしていただくよう説明をお願いしたいとの意見があり、事務局から、整備協議会への報告に当たっては、その旨説明すると応答があった。

また、給与規程を含む財団法人の各種規程を最終的に決定するのは財団法人の理事会等である旨、事務局から補足説明があった。

○ 財団法人への出捐金について、昨年度の財団設立準備会議で示された2案から、どちらかが示され、決定していくことになるのかとの質疑があり、事務局から、昨年度の準備会議で示した案は、団体毎の負担額の算定方法について、均等割と基準財政需要額の規模に応じた算定の組み合わせ、かつ、北部医療圏に属さない恩納村、宜野座村、金武町の負担額については入院医療の受療動向を考慮して補正するという考え方、イメージを共有するために提示したものであり、この算定方法の考え方については、今年度の検討に当たってベースになると思うが、出捐金総額については、参考値として示した金額であり、調整された金額ではないため、この金額を案として検討することはなく、法律の要件となっている300万円を踏まえ、改めて提示したい、また、議論を尽くすため、必要に応じて部会の回数を増やすことも考えたいとの説明があった。

また、財団法人設立時の基本財産は300万円を下回ってはならないこと、純資産が2期連続して300万円を下回った場合は解散となることなど、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定される要件について事務局から説明があった。

- 北部地区医師会の資産等の状況が財団法人への出捐金に影響するかとの質疑に対し、 事務局から、資産等の状況は財団法人への出捐金に影響しないとの説明があった。
- 病院バスの運行など、北部医療センター整備に係る住民からの様々な要望が反映されているかどうか、今後、住民に対する情報提供や説明会などを予定しているかとの質疑があり、事務局から、住民代表である組合議会における質疑・答弁を通して丁寧に説明することを想定している。一方で、整備の状況については、住民説明会等でもお知らせする必要があると考えているとの説明があった。
- 令和6年度の検討事項となっている財団法人設立時の職員の確保について、市町村職員の財団法人への派遣も検討されるのか、派遣する場合は、職員の採用や定数に関する調整も必要となるため、どのような考えを持っているのかとの質疑があり、事務局から、今後の検討事項であるが、現実的な対応の可否も含めて検討されることとなるとの説明があった。

4 その他意見交換

- ・ 財団法人部会以外の検討部会等について確認があった。
- 5 次回(第2回)の開催について 日程調整の上、令和5年8月頃に開催する予定である旨、事務局から連絡があった。
- 6 閉会